

# 業 務 説 明 資 料

本業務における業務説明資料は次のとおりとします。

## 1 業務概要

- (1) 業 務 名 位置情報を活用した市内企業PR動画発信事業業務委託
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 履 行 場 所 受託者が手配した場所等
- (4) 契約上限額 5,879千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 業務目的

UIJ ターン就職を促進するため、市内企業の魅力や業務内容等をPRする動画（以下「PR動画」という。）をスマートフォンの位置情報を活用して県内や大都市圏等の学生等に視聴させ、市内企業の魅力を効果的に発信する。

## 3 業務内容

- (1) 位置情報を活用して、県内外の大学生等へPR動画を効率的かつ効果的に配信・視聴させる業務を提案すること。なお、提案内容は下記の条件を満たすこと。

- ア PR動画は1社1本で50本程度制作する想定とすること。（企業の募集及び選定は市が行うものとする。）
- イ PR動画の撮影方法を具体的に提案すること。（企業が撮影した動画を収集し受託者が編集する、受託者が企業を訪問し撮影から編集まで行う等）
- ウ PR動画の内容は、大学生等へ市内企業情報（業務内容、特徴、職場の雰囲気等）を配信するものとする。また、学生が視聴を続けたいくなるような魅力ある動画となるよう、そのための構成や工夫等を具体的に提案すること。
- エ 大学生等の生活習慣や傾向等を考慮し、業界研究等の就職活動で視聴する動画として、1本あたりの見やすい適切な動画時間を提案すること。
- オ PR動画は、令和6年9月上旬から配信し、受託者がSNSに投稿・配信するものとする。
- カ 位置情報の調査対象箇所数を提示すること。調査対象箇所数は150ヶ所以上とする（キャンパス毎に1カウント）。また、調査対象の大学等は、市と協議のうえ決定するものとする。
- キ WEB広告を配信する場合、配信期間は令和6年9月上旬から令和7年3月31日とし、WEB広告の種類と選定理由、種類ごとの月設定額、推定表示回数、推定クリック数、推定クリック率を提示すること。
- ク PR動画のプラットフォームとなるホームページを「浜松市就職ナビJOBはま！」内に設置して、WEB広告で誘導させることも可能とする。その場合、JOBはま！の改修は市が行うものとし、本業務の委託料には含まないものとするが、JOBはま！の管理運営業者との調整や必要なサポートを行うこと。
- ケ WEB広告の実施に際しては、「【別紙】デジタルプロモーション実施における留意事項（外部サイト）」のとおり、浜松市Google Tag Manager及びGoogle Analyticsを活用して借款的に分析し、随時効果的な広告手法を取り入れること。また、浜松市がこれらの分析手法を理解するために、分析手法説明書を作成し、その分析結果について隔週報告すること。
- コ 周知用チラシを作成し、大学や関係団体等への配付計画を提示すること。なお、市関連施設配架用として1,000枚を委託者へ納品すること。
- サ 令和7年3月31日までの各企業のPR動画を合計した目標視聴回数を提示すること。
- シ その他の広報について、学生に効果的な周知方法があれば具体的に提案すること。

- (2) その他、本業務を実施するために必要な事項

- ア 事業効果を測定するため、参加企業のアンケート調査を実施し、報告書としてまとめること。なお、質問内容については事前に浜松市と調整すること。
- イ 大学生等の就活ルールや国の方針等を考慮して業務を行うこと。

#### 4 成果品

- (1) PR 動画データ (DVD に収録して納品)
- (2) 事業周知用チラシ等 (紙ベース・データ)
- (3) 事業周知用チラシ等配布先一覧表 (受託者からの配布依頼先)
- (4) 視聴実績報告書 (毎月、各 PR 動画の視聴回数等実績等をまとめたものを提出)
- (5) 参加企業のアンケート報告書 (図表やグラフ等を用いること)
- (6) 業務実施報告書 (業務全体の実績等をまとめたもの)

#### 5 留意事項

- (1) 事業を円滑に運営するための体制に加え、事業を計画的・効果的に推進するための体制を確保すること。
- (2) 動画収録に係る会場使用料・付帯設備使用料等についても、この業務の予算内で対応すること。
- (3) 企業の参加料は無料とする。ただし、参加企業社員の人件費や交通費、動画撮影等にかかる必要経費は企業負担とし、この業務に係る委託料では一切負担しない。
- (4) 参加企業が 50 社に満たない場合は、編集経費等の不要な経費を広報経費等へ充当すること。
- (5) 細部の事項については、事前に浜松市担当職員と打合せ等により連絡調整を密に行うこと。また、浜松市との連絡・調整のほか、関係機関との連携・調整を適切に行うこと。
- (6) 業務スケジュールを浜松市と調整のうえ作成し、提出すること。
- (7) 特設ホームページを制作する場合、特設ホームページのドメインは、市が発行するサブドメインを使用すること。委託者がサブドメインの作成及び DNS の設定、受託者が公開用サーバの確保、グローバル IP アドレスの取得、コンテンツの作成及び公開を想定している。契約後に委託者と調整を行うこと。  
なお、特設ホームページの構築に当たっては、JIS X 8341-3:2016 を念頭におくこと。  
(必要な達成基準は具体的に設けないが、可能な限り見やすいページの構築に努めること。)

#### 6 その他

- (1) 本事業における基本的な仕様は上記のとおりであるが、企画提案書の内容により、選定業者と協議のうえ一部変更する場合もある。
- (2) 本説明資料に記載のない細部の事項については、契約時または契約後に協議して決定する。